

京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例の一部を改正する条例（令和8年6月11日京都市条例第 5 号）（子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）

山田 紘 祐（たね）児童福祉事業基金を児童福祉事業の実施に必要な資金を積み立てるための基金に変更することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 5 号

京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例の一部を改正する条例

京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「事業」を「本市が行う子ども及び若者の健全な育成並びに子育ての支援に関する事業（以下「事業」という。）」に改め、「基金」の右に「（以下「京都市子ども若者はぐくみ事業基金」という。）」を加え、同項第2号中「児童福祉事業基金」を「山田~~久~~ 祢児童福祉事業基金及び児童福祉事業基金」に改め、同項を同条とする。

第2条各号列記以外の部分中「前条に規定する基金（以下「」及び「」という。）」を削る。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「第1条第2項各号に掲げる基金」を「京都市子ども若者はぐくみ事業基金」に、「同項各号に掲げる基金」を「京都市子ども若者はぐくみ事業基金」に改め、同項を同条とする。

第6条第1項を削り、同条第2項中「第1条第2項各号に掲げる基金」を「京都市子ども若者はぐくみ事業基金」に改め、同項を同条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）